

名古屋市告示第251号

市民緑地の管理期間等の変更について

平成27年名古屋市告示第 736号の一部を次のように変更します。

令和 7年 5月 9日

名古屋市長 広 沢 一 郎

3 市民緑地の管理期間中「平成22年 3月31日から令和 7年 3月31日まで」を「平成22年 3月31日から令和12年 3月31日まで」に変更します。

5 関係図面の縦覧場所中「名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課」を「名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課」に変更します。

6 関係図面の縦覧期間及び縦覧できる時間帯中「平成22年 7月26日から令和 7年 3月31日まで」を「平成22年 7月26日から令和12年 3月31日まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課